



記者発表資料

千葉開府 Road to <b>900</b> since 1126	平成30年7月12日
	保健福祉局健康部
	健康企画課
	電話 245-5203
	内線 2771

## 「千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方（案）」の公表及び 市民意見募集について

千葉市では、市民の健康増進を図るため、本市独自の規制を加えた受動喫煙の防止に関する条例を制定するにあたり、条例の基本的な考え方（案）を作成し、これを公表しますので、お知らせします。

また、基本的な考え方（案）に関して、市民意見を募集しますので、併せてお知らせします。

### 1 基本的な考え方（案）作成・公表の趣旨

健康増進法の改正後も多くの飲食店は喫煙可能となる中、客は受動喫煙のない店を選択できますが、子どもや労働者は自らの意思で受動喫煙を避けることが困難なため、保護する必要があります。

また、受動喫煙防止の取組みを進めることで、喫煙可能な店が減り、市民全体の受動喫煙を減らすことにもつながることから、本市独自の規制を加えた条例を制定し、より実効性のある受動喫煙対策を推進します。

このたび、受動喫煙対策の模範となる行政機関の役割や、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な子どもや労働者を守る視点など、条例の基本的な内容を「千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方（案）」としてまとめたことから、この案について、市民意見を募集しますので、お知らせします。

### 2 基本的な考え方（案）の公表

#### （1）公表日

平成30年7月12日（木）

#### （2）公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】

[http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/public\\_comment.html](http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/public_comment.html)

イ 市内施設での閲覧

健康企画課（市役所本庁舎1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、各図書館での閲覧

### 3 市民意見募集

(1) 意見の募集期間

平成30年7月13日(金)～8月13日(月) 必着

(2) 提出方法

件名、住所、氏名(ふりがな)または団体名・代表者名(ふりがな)、電話番号を明記して、次のいずれかにより提出。(口頭や電話での意見は受け付けません。)

ア 郵送

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所健康企画課

イ FAX

043-245-5554

ウ 電子メール

kikaku.HWH@city.chiba.lg.jp

エ 持参

健康企画課(市役所1階)、各区役所地域振興課

(3) 市民への周知

ア 市政だより

平成30年7月号に記載

イ 市ホームページ

平成30年7月13日(金)に公表

(4) 市民意見に対する市の考え方の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成30年8月に市ホームページで公表する予定です。(※住所、氏名などの個人情報公表しません。)

### 4 今後のスケジュール

平成32年4月 条例施行

### 5 添付資料

(1) 千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の基本的な考え方(案)について

(2) 健康増進法の一部を改正する法律案 概要